内閣衆質一六八第二三六号

平成十九年十一月二十七日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する第三回質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する第三回質

問に対する答弁書

一から四までについて

在外公館長又はこれに準ずる者が雇用した料理人のうち外務大臣が公的会食業務に従事する資格がある

と認めた者(以下、 「公邸料理人」という。)の給与補助については、在外公館長と公邸料理人との間の

契約内容によって、 月額最大十六万円を支給できる制度となっており、平成十九年度においては、 公邸料

理人の人数及び給与補助の上限額を踏まえ、 約三億円の予算が計上されている。 公的会食業務という予算

科目は存在しないが、 これらに係る経費は、 例えば在外公館における公的行事に必要な経費の一部として

予算計上されており、 政府としては、 必要な活動に係る予算措置を講じているところである。 お尋ねの公

邸料理人の個別の給与補助の金額、 公的会食業務の回数及びそれに要した金額については、 先の答弁書

(平成十九年十一月十六日内閣衆質一六八第一九八号) 一及び二についてで述べたとおりである。